

青森県報

第三千八百八十四号

平成二十六年
八月二十日
(水曜日)

目次

告示

- 救急病院の設置.....(医療業務課) 一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による心身入院指定病院の指定.....(障害福祉課) 一
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し.....(中南地域(県民局)) 一
- 右 同.....(同) 二
- 右 同.....(同) 二

告 示

青森県告示第六百二十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
-----	-------	---------

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター

弘前市大字扇町一丁目二の一

平成二十九年八月四日

青森県告示第六百二十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十三条の七第一項の規定により、心身入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日	指定期限
医療法人芙蓉会芙蓉会病院	青森市大字雲谷字山吹九三の一	平成二十六年八月二十日	平成二十九年八月四日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 商号又は名称 佐藤塗装
- 氏名 佐藤 元春
- 主たる営業所の所在地 黒石市大字二双字村元一九の一
- 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第二〇〇五三四号
- 取消年月日 平成二十六年七月十日
- 取消しに係る建設業の許可

七 塗装工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十六年六月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社佐々木設備社

二 代表者の氏名 佐々木 常夫

三 主たる営業所の所在地 黒石市浦町二丁目八三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三七二〇号

五 取消年月日 平成二十六年七月十日

六 取消しに係る建設業の許可

は装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小松塗装工業

二 代表者の氏名 小松 一美

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石渡四丁目一の一
四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一六九一三三
五 取消年月日 平成二十六年七月十七日
六 取消しに係る建設業の許可
大工、内装仕上、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------